

海 区 漁 業 調 整 委 員 会

青森県西部海区漁業調整委員会指示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、まぐろ流し網漁業について次のとおり禁止する。

昭和六十年七月六日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 船 橋 正 良

一 海域

青森県東津軽郡三厩村竜飛灯台中心点と北海道松前郡白神灯台中心点を結ぶ直線以西の青森県日本海沖合海域

二 対象者

総トン数五トン未満の動力漁船を使用して営む者